

「JASDAQ 市場における IR 活動の推進のための本協会関係諸規則の整備について」
に対するパブリック・コメント及び本協会の考え方等について

平成 16 年 3 月 31 日
日 本 証 券 業 協 会

本協会におきましては、JASDAQ 市場における IR 活動の推進のための本協会関係諸規則の整備につきまして、3 月 10 日から 3 月 19 日までの間、パブリック・コメントの募集を行いました。この間に寄せられたコメントは 5 件（3 社）で、それらに対する本協会の考え方は以下のとおりです。

1．IR 活動の制度化の是非について（1 件）

- ・ IR 活動の必要性は理解できるが、本来任意開示である IR 活動について、要件や方法等を定めることは相容れないものではないか。IR 活動は、コストを伴うものであり、生産性のある活動ではない。株主から出資を受けている資金をどのように使用するか（IR 活動の実施の有無や実施する内容）については、各社が判断・決定すべきことではないか。
- ・ 総じて協会や㈱ジャスダックができることは、これまで IR 活動を実施していない企業に対するサポート（無料での動画配信や会場の貸出し等）を行い、人件費を含む総コストに見合う実効性のある活動足らしめることではないか。

証券市場における流動性の向上と円滑・公正な価格形成は、市場における需給の拡大を目的として投資者数を拡大させることや、価格形成に反映する投資者の投資判断の多様化を図ることにより、その実現を期待することができます。その前提として、幅広い投資者層に対して取引参加機会を拡大させるためには、投資対象となる有価証券について、適時・適切に投資判断情報が提供されていること、また、発行会社と投資者とがコミュニケーションを図ることにより、投資者がその投資判断情報を適切に理解・評価することを可能とすることが必要不可欠の要件となります。

特に、近年の企業業績、企業を取り巻く経営環境や企業の業容が急速に変化し得る状況では、投資者がより適正に企業の現状を理解・評価するためには、IR 活動などにより、投資者等が必要としている会社情報を適時・公平・継続的に、かつ、わかりやすく提供することに加え、投資者等への説明や意見交換等などを通じて、投資者等とのコミュニケーションを図っていくことが必要とされております。具体的には、IR 活動体制の拡充、説

明内容の充実や積極的な情報開示を行うといった、情報提供の方法や姿勢に対する改善を求める声が高まっております。

本協会といたしましても、発行会社各位による積極的な IR 活動を通じた情報提供は、より広範な会社情報の伝達や企業に対する理解促進の観点からも、極めて有用であると考えております。このような観点から、今般、本協会では、IR 活動を制度化し、発行会社各位にその実施をお願いするものであります。

御指摘のとおり、発行会社が行う IR 活動につきましては、投資者等に対し提供される情報の内容や量、提供の方法などは定められておりませんが、発行会社と投資者等との双方向のコミュニケーションを図ることが重要とされております。このため、本協会では、今般の制度化に際し発行会社各社に最低限実施していただきたい IR 活動を、発行会社各社が投資者等とのコミュニケーションを図ることを可能とする投資者等に対する説明会の開催、又は説明会の開催と同等の効果が得られるような自社ホームページへの IR 資料の掲載、のいずれかを実施することと規定いたしました（「IR 活動の実施に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」といいます。）はじめにを併せて御参照ください。）。

コスト面の御指摘につきましては、関係諸機関との連携などを通じた合同の説明会・地方での説明会の開催など、可能な限り低コストな IR 活動を実施することができるよう、(株)ジャスダックによるサポート体制の充実などの各種対応を図って参りたいと考えております。

また、今般の制度化におきましては、インターネットを利用した情報提供が広範囲かつ迅速な情報提供手段として重要視されており、かつ、低コストな情報提供を可能とすることから、自社ホームページへの IR 資料の掲載につきましても、IR 活動の範囲に含めることとしております。

当然ながら、IR 活動の本旨に照らして、発行会社各位が必要と判断する場合には、本協会諸規則に定める以外の IR 活動の実施を妨げるものではありませんし、実施していただくことが望ましいと考えております。

本協会といたしましては、投資者等への IR 活動の事例の紹介や IR 活動の実施状況の調査・公表などを通じて、発行会社各位による IR 活動が意義のあるものとなるよう、対応を図って参りたいと考えております。

2. IR 活動の実施状況に関する報告について（１件）

- ・ 協会に対する、IR 資料の提出を含む IR 活動の実施に関する報告を求めているが、これはどのような理由によるものか。

IR 活動の実施に関する報告を求めている理由としては、管理上の目的、IR 資料の公衆の縦覧、及び IR 優良会社への表彰制度、といった３点があげられます。

「管理上の目的」につきましては、発行会社各社が本協会諸規則に定める IR 活動を実施状況につきまして、本協会として把握することを目的としております。これらの報告内容は、今後、継続的に実施する予定である発行会社による IR 活動の実施状況に関する調査や、平成 18 年 4 月以降実施を予定している IR 活動の実施に関する勧告制度における基礎資料となるものです。

「IR 資料の公衆の縦覧」につきましては、発行会社各位より提出を受けた IR 資料を、有価証券報告書等縦覧室における紙媒体での公衆の縦覧に供すること、また、(株)ジャスダックのホームページにおいて掲載することにより、横断的な IR 資料の縦覧といった投資者等の利便に供するとともに、発行会社各位への事例の紹介という形で実務の参考に資するものと考えております。

「IR 優良会社への表彰制度」につきましては、今後、創設を予定している表彰制度の基礎資料とするものです。この表彰制度は、すべての発行会社が投資者等から信頼を得るために必要な方策の一つとして創設するものであり、ひいては、JASDAQ 市場全体の IR 活動の活性化に寄与するものと考えております。

3. IR 担当役員の設置について（3 件）

（1） IR 担当役員の責任について

- ・ IR 担当役員は「IR 活動に関し責任を負う」とされているが、誰に対してどのような責任を負うのか。

（2） IR 担当役員と情報開示担当役員との兼務について

- ・ IR 担当役員と情報開示担当役員との兼務を原則禁止している理由は何か。
- ・ 証券市場における情報開示と IR 活動は、形式的に異なる部分があるにせよ、情報の管理や投資者に対する情報提供といった観点からは、共通の業務を多く含んでいると考える。また、JASDAQ 市場に公開しているような企業の多くは、比較的企業規模が小さく、管理担当部門の取締役は 1 名のケースが多く、IR 担当部門の取締役を別に選任することは、コスト面からも非現実的である。
- ・ また、情報開示と IR 活動は、ともに担当役員のほか、事務連絡責任者（実務担当者）を設けることとされているので、実務上も特に問題が発生することはないのではないか。

IR 担当役員の設置につきましては、JASDAQ 市場における IR 活動の着実な推進と発行会社各社による投資者等の市場参加者に対して責任ある IR 活動への取組みを促す観点から、規定を新設するものであります。

また、IR 担当役員と情報開示担当役員の兼務は禁止されているものではありません。

今般の IR 活動の制度化に際しましては、ガイドライン 5.（1）[IR 担当役員と情報開示担当役員との兼務] に記載のとおり、IR 活動におきましては、発行会社の代表者である経営者自身が投資者等とのコミュニケーションを図る IR 活動の主体者となることから、発行会社の代表者又はこれに準じる方に就任していただくことが望ましいと考えております。

一方、情報開示担当役員は、過去に発生した不適切な開示事例（代表者が十分な事実確認を行わず、独断先行的な会社情報の公表を行った事例）を受け、情報開示に関する代表者に対する牽制作用とその責任を明確化する観点から、従来より、代表者以外の方に就任をお願いしております。

このため、代表者が IR 担当役員を務める場合には、情報開示担当役員を兼務されない

ようお願いするものでありますが、御指摘のとおり、適時開示と IR 活動は、投資者への情報提供や、提供する情報の基礎となる会社情報が同一であるといった観点からは、密接な関係を有しておりますので、情報開示担当役員の他に適切な人材がない、又は情報開示担当役員が適任であると（各社が）判断しているなど、投資者等への適切な対応が可能である場合には、情報開示担当役員が IR 担当役員を兼務することは妨げられるものではありません。

なお、上述の趣旨がより明確となるよう、ガイドラインを一部修正いたします。

以 上

JASDAQ 市場における IR 活動の推進のための本協会関係諸規則の整備に対するパブリック・コメントの募集期間に寄せられた主な御質問と、それらに対する本協会の考え方は以下のとおりです。

1．証券会社や IR 支援会社などが主催する合同説明会について

- ・ 当社は、証券会社や IR 支援会社、日本証券アナリスト協会など自社以外の第三者が主催する、又は出席者を募ってもらっている（合同）説明会において会社説明会を開催しているが、これを協会諸規則上の説明会の開催とみなしてよいのか。

ガイドライン 2. (4) [説明会の範囲] に記載のとおり、証券会社の顧客を対象とする説明会なども、説明会の範囲に含めて差し支えありません。

なお、発行会社以外の第三者が会社説明会等を主催する場合には、発行会社自身による説明や参加者との質疑応答など、発行会社が単独で説明会を開催したと同等の内容を実施するようにしてください。

上述の内容がより明確となるよう、ガイドラインを一部修正いたします。

2．IR 活動の実施に関する報告の簡素化及び報告時期の柔軟化について

- ・ IR 活動の実施に関する協会への報告について、遅滞なく報告するものとするがあるが、報告内容の簡素化や報告時期の柔軟化を図っていただきたい。例えば、決算説明会を実施する場合には、株主総会や四半期開示の対応などがあるほか、JASDAQ 市場に公開しているような比較的小規模な企業においては、人的資源が限定されており、迅速に対応することは難しいので、発行会社の実務を考慮していただきたい。

パブリック・コメントに対する本協会の考え方 2. に記載のとおり、本協会におきましては、管理上の目的、IR 資料の公衆の縦覧、及び IR 優良会社への表彰制度、を目的として、発行会社各社より、IR 活動の実施に関する御報告をお願いする予定であります。その際に御提出いただく IR 資料につきましては、投資者等の利便性の観点から、すべての発行会社の IR 資料を横断的に縦覧することができるよう、有価証券報告書等縦覧室において公衆の縦覧に供するとともに、(株)ジャスダックのホームページに掲載いたし

ます。また、発行会社各位による迅速な御報告により、投資者等は常に最新の情報に基づき理解・評価することが可能となることから、結果として、発行会社各位にとっても有用であると考えられますので、IR 活動の実施状況につきましては、遅滞なく報告してください。ただし、発行会社各社の実務が定着するまでの暫定的対応として、遅くとも、IR 活動の実施日（説明会の開催日又は自社ホームページへの IR 資料の掲載日）より起算して 2 週間を目安に、本協会に報告してください。

なお、本協会への報告内容等につきましては、今後、IR 活動の実施状況などを踏まえ、必要に応じて、適宜見直しを図ってまいります。

上述の報告時期につきましては、ガイドライン 3 . (2) に追加いたします。

3 . IR 資料の「変更又は訂正すべき事情が生じた場合」の範囲について

- ・ IR 資料の「変更又は訂正すべき事情が生じた場合」とは、業績予想の修正も含まれるのか。IR 資料には、その段階での業績予想を掲載することが想定されるが、その後の事業進捗によっては当初の業績予想が修正されることがあり、それに伴って、過去に掲出した IR 資料を修正することは、決算短信等の業績予想欄の数値を変更することと同じと考えられ、妥当ではないと思われる（無論、当該資料には、その後に修正が行われている旨を注記するなどの手当は必要と思われる。）。

業績予想の修正等につきましては、IR 資料の「変更又は訂正すべき事項が生じた場合」には含まれません。御指摘のとおり、IR 資料は、基本的には、説明会の開催時点（又は自社ホームページへの掲載時点）における最新の情報を掲載するものであり、その後の事業の進捗状況によっては、当然にその内容が変更されることはあり得ると考えております。したがって、業績予想の修正等に伴い、必ずしも、既に開催又は掲載している IR 資料を変更する必要はありませんが、自社ホームページに掲載する場合にあっては、少なくとも、当該 IR 資料に掲載されている内容が開催日又は掲載日時点の情報である旨を IR 資料若しくは自社ホームページに明記するなどの対応をお願いいたします。

本項目の内容につきましては、ガイドライン 3 . (2) に追加いたします。

4．IR 担当役員の届出時期について

- ・ IR 担当役員の届出について、当社は、毎月月末に定例で開催する取締役会において、その設置を決定する予定であるため、4月1日までに実施することは物理的に不可能であるが、それは許容されるか。

IR 担当役員の設置につきましては、発行会社各社の機関決定を求めるものではありませんが、発行会社各社の判断により、機関決定が必要である場合には、当該機関決定後、速やかに届け出てください。また、その他合理的な事由により4月1日以降、速やかに届け出ていただくことが困難である場合には、困難な事由を解消していただいた後、できる限り早期に届け出てください。

なお、IR 担当役員の届出につきましては、(株)ジャスダックのホームページにおける「財務情報等の入力ページ」(IR 入稿システム)を通じて届け出ていただくことを予定しており、具体的な届出方法等につきましては、別途御案内させていただきます。

5．IR 資料を TDnet へ登録した場合における IR 資料の提出の取扱いについて

- ・ 決算発表日に決算短信と併せて、同日に開催する決算説明会資料を TDnet へ登録した場合、協会への IR 活動の報告に際して、その資料を提出する必要があるのか。

IR 活動の実施に関する報告に際しては、IR 資料を TDnet へ既に登録している場合であっても、再度、IR 資料の提出をお願い申し上げます。

以 上